

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	1-1-1
許認可等の種類	児童扶養手当支給の認定			
根拠法令条例等・条項	児童扶養手当法第6条			
許認可等の概要	手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48.10.31付け 児企第48号)」に基づき審査する。			
基準の制定根拠	児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について (昭和48.10.31付け 児企第48号)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			